

幕藩制初期における「物成」の機能

吉村 豊雄

はじめに

日本近世の社会編成の基礎をなす石高の性格について大きく二つの見方が存在する。石高の生産力表示的側面を重視する見方と、石高の形式性・擬制性を評価する見方である。石高の性格・内容は時期的にも地域的にもかなりの差異があり、単純に採一できるものではないが、いったん決定された石高がその後固定化され現実の生産力と乖離していく傾向をみせるのは先行研究の示すところである。小稿の目的は、現実の生産力と乖離傾向を示す石高と、生産力と相対しこれを一定度反映する物成との関係に着目し、「物成」(物成収納実績)が家臣に対する知行宛行の基準として、また農民からの年貢収取の基準として機能していく過程を明らかにすることにある。

具体的には、細川氏(豊前小倉・肥後熊本)が、忠利代の藩主代替り・国替という領主・領国の交替に際して、いずれも前領主・前藩主時代過去数年間の物成の平均額(「物成ならし」)に基づいて家臣知行高と土免を設定しているという事実に着目し、「物成」が知行制と農民支配に果たす機能を明らかにしたいと思う。

幕藩制初期における「物成」の機能（吉村）

一、藩主代替り時の知行高・土免の設定

まず本章では、細川忠興―忠利の代替りの際の新藩主忠利による家臣知行高と蔵入地土免の設定の状況を検討し、知行宛行・年貢収取の基準としての「物成」の機能を明らかにしよう。

さて細川忠利は元和七（一六二二）年六月二十三日新藩主として小倉城に入り、同八月には父忠興代の元和四・五年の物成平均額（「元和四五ノならし」）をもとに知行（替知）高、蔵入地の土免を設定している。まず注目したいのは代替り直後の知行割替において「物成詰」という新しい知行（替知）宛行方式がとられていることである。その一例として志水伯番（知行二〇〇〇石）の知行割替目録をあげよう。

志水伯番先知行高千七百弍拾石弍舁三合^④
（細川忠利朱印、以下同じ）

一、八拾弍人^④ 庄屋・百姓

一、百弍拾七人^④ 名子・下人・商人

一、弍百四拾七人^④ 女房・上下子共

一、三拾四疋^④ 牛

一、三拾五疋^④ 馬

元和四五ノならし
一、高ニ付五ツ弍朱弍厘弍毛五払^④

以上

同人替知物成詰ニシテ高千七百拾六石六舁弍合四勺三才所々ニ而渡之、役儀者可為本知之高也^④

内

一、四百弍拾四石五斗九舁八合三勺三才^④

規矩郡 市丸村

一、三石八斗四舛[㊤]

同 郡 吉原村

一、四百貳拾三石貳斗九舛七合[㊤]

国東郡 小田原村

一、百四拾四石三斗三舛四合三勺[㊤]

同 郡 犬田村

一、三拾六石七斗八舛[㊤]

同 郡 蘭木村

一、百四拾四石三斗八舛七合[㊤]

同 郡 池辺村

一、百貳拾五石壹斗八舛九合[㊤]

同 郡 松竹村

一、九拾五石六斗四舛八合貳勺[㊤]

同 郡 梅木村

一、三百貳拾壹石八斗貳舛九合[㊤]

同 郡 かれ川村

一、高ニ付五ツ四朱七厘四毛四払[㊤]

元和四五ノならし

一、六拾九人[㊤]

庄屋・百姓

一、百貳拾人[㊤]

名子・下人・子共

一、百七拾人[㊤]

女子・下女共

一、六拾五疋[㊤]

牛

一、拾壹疋[㊤]

馬

以上

知行割替目録は現在のところ志水伯耆・米田与右衛門(眞正)・松野半斎・平野加右衛門に宛てられた四点を確認しており、第一表はその内容を整理したものである。四名のうち志水伯耆には宛行状もセットで残されている。これによると志水氏は豊前国上毛・規矩両郡、豊後国東郡にて二〇〇〇石を知行し、このうち一七二〇石余が割替となり、替知として規矩・国東兩郡九ヵ村で一七一六石余が宛行われている。宛行状の年紀は元和七年七月廿一日であり、忠利は小倉入城

幕藩制初期における「物成」の機能(吉村)

表1 知行割替目録の内容構成（元和7年頃）

	知行内容	米田真正	松野半斎	平野加右衛門	志水伯耆
先 知	先知高	200石	272石1915	200石	1720石013
	元和4・5ならし	4ツ7歩	4ツ1歩3朱3厘5毛	4ツ7歩2朱5厘	4ツ5朱2厘2毛5払
	庄屋・百姓	3人	7人	3人	81人
	名子	}	30人	4人	127人
	下人				(商人を含む)
	女房・子供・下女	9人			247人
牛馬	3疋	7疋	3疋	69疋	
替 知	替知高	226石1558	278石6979	213石077	1716石06243
	元和4・5ならし	4ツ4歩2朱5厘	4ツ3朱7厘	4ツ4歩3朱5厘	5ツ4朱7厘4毛4払
	庄屋・百姓	7人	4人	4人	69人
	名子	}	20人	1人	120人
	下人				
	女房・子供・下女	41人			170人
牛馬	15疋	*	2疋	76疋	

幕藩制初期における「物成」の機能（吉村）

注 米田家所蔵「米田家文書」、熊本県上村役場所蔵「松野文書」、松本氏所蔵「平野文書」
志水家所蔵「志水家文書」による。*「牛馬者右之百姓所持之分=可付、女可為同前也。」

後ほぼ一ヵ月ぐらいのうちに知行の割替を行い、替知の宛行状を発給していることになる。代替りに際して忠興附・忠利附の家臣団が相互に小倉・中津に移動しており、知行割替はかなりの規模で実施されたはずである。

忠利による知行割替の最大の特徴は、忠興代末年の物成収納実績「元和四五ノならし」にもとづく「物成詰」の知行高算定方式をとっていること、割替による本知高の変更はなく、替知高と本知高という二様の知行高が生じたことの二点であろう。とりわけ初期藩政においてくり返えされた知行割替において「物成詰」という新しい知行高算定方式が導入されたことに注目したい。

いわゆる物成詰（物成渡）知行とは一定額の物成高を受給（收取）し得る石高（知行高）を宛行われることである。細川氏の場合、肥後国替によって「四ツ撞」の撫高制という形で制度的に確定されており、ここでいう「物成詰」知行はその過渡的形態として位置づけられる。四点の替知目録は共通して、先知と替知の「高」・「元和四五ノならし」を示し、両者を乗じることで物成額を算出できる形をとり、替知の物成額が先知のそれと同額

かある程度上回わる知行内容を宛行っている。ことに志水氏の場合他の三名を違い替知の対象が九カ村に及んでおり、九カ村を平均した「元和四五ノならし」の数値が示されている。つまり知行割替の具体的な基準は「元和四五ノならし」をもって算出される物成収納実績 \parallel 収納可能物成額にあり、知行高（替知高）はこの物成額を目安に選定された村の石高の合計として出されている。志水伯耆が先知の大部分をしかも先知（本知）高を下回る形で割替に応じたのは替知の物成額が先知のそれを上回っていたからである。他の三名も「元和四五ノならし」では替知の方が先知よりやや下回るもののその分替知高がかなり加増されており、先知と替知の物成実績は同額か米田真正のようにかなり増額されている。いずれにしても家臣の知行割替に際して大名側が先知と替知の知行内容を示し、家臣側の合意を得るような形で進められており、大名と家臣の知行関係は知行高という家臣の格的側面とともに、知行の経済的内実にも重点をおいてとり結ばれる段階にきていたといえよう。

次に蔵入地の土免の設定についてみよう。藩主忠利は襲封当初から徴租方式として土免制を志向し、その起点をなす元和七年の土免設定について、「元和四年五年ノ御免をならしふまえニ仕、其上ニ御郡代見合次第上ケ可申」との意向を示し、郡奉行・郡代に各郡の「御免目録」を進上させている。すなわち元和七年の土免は同四・五年の免「ならし」を土台に郡代の検見による「上り分」を加えて決定された。たとえば田川郡の場合、郡代・代官・惣庄屋が郡内四組の代官所の「御免目録」を作成し、これを郡でまとめて一紙にし登城して提出したところ、忠利は「上り少分」との意向を示した。そこで郡代は改めて「式歩上」の目録を提出し、「式分上」分を含めて上り分を検見にて郡中に賦課した。こうして田川郡では蔵入地（二万三七八一石余）における元和四・五年の「ならし」物成額は八六〇九石余となり、郡奉行・郡代の検見によって決定された「上り米」一三九七石余加えた一万〇〇〇六石余が元和七年の土免 \parallel 納入物成額となった。田川郡の寛永元（一六二四）年正月時点での前年（元和九年）分の年貢収納額を元和七年の土免と比べると蔵入高は若干減るものの年貢額は三、一四三石もの増加をみせている。細川氏が元和七年の土免を基礎に「上り米」を積み上げ、土免制による年

幕藩制初期における「物成」の機能(吉村)

貢増徴を志向したことをうかがわせる。

以上のように細川氏は忠興―忠利藩主代替り後の知行(替知)高、蔵入地の土免を「元和四五ノならし」という前藩主時代末年の平均物成額をもとに設定した。これはなにも代替り直後の便宜的な基準設定にとどまらず、その後の知行制・農民支配の方向をも規定するものとなっている。

- (1)(3) 志水家蔵「志水家文書」。
- (2) 残る三名の知行割替については、拙稿「初期藩領における知行割と知行地の存在形態」(『近世近代の社会と民衆』所収)参照。
- (4) 以上は永青文庫蔵「相済申工事目安之写帳」による。

二、国替に伴う高・物成の引継ぎと知行高・土免の設定

前章にみた「物成」(物成収納実績)にもとづく知行宛行・年貢収取は細川氏の肥後国替を画期として一層明瞭な形態をとる。ここでは細川氏が国替によって前領主加藤氏の「高」・「物成」を引継ぎ、「物成」による知行宛行・年貢収取を展開する過程を検討したい。まず注目したいのは、藩主忠利が入国早々に示した次のような「高」・「物成」についての基本認識である。

一、内裏にて被仰聞候儀、我等ハか様ニ覚申候て申上候つる。江戸にてハ豊前・当国之物成之儀被仰聞候へとも、今ハ其段ニも不被成御構候、惣国之並と被成御意候つる、左候へハ、江戸にてモ如言上、惣国ハ四ツ様ニ相定候、左候へハ惣国之並ニ三斎様御蔵納ハ不可然奉存候、とかく江戸にて被成御定候ことくの御物成尤と今以奉存候、か様之心得を如何申上つる哉と無心元奉存候、我等蔵納ハ高ハ何程御座候而も國中へ懸り申候役ハ物成を以宛申にて済申候故、是も四ツならしニ不仕候而も済申候事¹⁾

本状は隠居忠興(三斎)の蔵入地(隠居料)の設定をめぐる寛永九年十二月二十七日付の忠利の忠興側近魚住伝左衛門

宛披露状である。その趣旨は、(1)家臣の知行宛行は「四ツ撞」高をもって行う、(2)忠興蔵入地は「惣国之並」||家臣一般のように扱えないので江戸で忠興側から提示された物成額の支給を考えている、(3)藩主蔵入地も「四ツ撞」高をとらず「物成」を基礎に懸物を徴する、以上の三点に整理できよう。本状の主眼は忠興蔵入地の扱いにあるが、忠利が入国の時点で「物成」による知行宛行・年貢取方針を打ち出している点ですこぶる注目されるところである。つまり知行地においては新たに「物成」を基礎に「四ツ撞」高の設定を構想し、蔵入地については「高ハ何程御座候而も国中へ懸り申役ハ物成を以宛申にて済申候」と述べているごとく、「物成」を年貢取の基準とし、「高」の機能をきわめて形式的に扱っているのである。

こうした忠利の認識の前提には当然ながら前領主加藤氏から引継いだ「高」・「物成」の存在が想定される。細川氏自身今回の国替にあたって小倉藩領の「国之惣目録」(「国之帳」)・「小物成目録」を幕府上使小林時喬に提出し、その下帳を次の領主小笠原忠真の算用のために渡している。下帳は惣庄屋の手で作成されており、たとえば仲津郡の下帳は惣庄屋三名が村ごとに村高と過去三年間(寛永六・七・八年)の免率を書き上げていた。後述のごとく細川氏も新領国において加藤時代の寛永六・七・八年の物成をもとに「国中土免」を設定し、知行割を行っており、細川氏が国替に際し加藤時代の「高」と過去三年間の「物成」を引継いでいたことは間違いない。現在加藤氏改易に伴う引継文書はごく一部しか残されていないが、以下細川氏による「高」・「物成」の引継ぎについて検討しよう。

熊本藩の領知高は、すでに加藤時代に五万石の郷高(表高・軍役高)と七四、五万石の現高(内高)の二つが存在し、細川氏も両者を「五十四万石之高」¹⁾、「七拾五万石之少内」²⁾として継承している。「七拾五万石之少内」の現高とは「上使御引渡目録前」の七四万六四〇石四斗四合をさすものと推測されるが、寛永九年十二月二十五日「肥後国郡高目録」³⁾では七〇万八七二九石(豊後分を除く)となっている。後者は元和八年『加藤家侍帳』の数値(豊後分を含めて七三万一八四〇石)と同一である。加藤氏から引継いだ二つの領知高は、「上使御引渡目録前」の数値が幕府届出の現高となり、また

幕藩制初期における「物成」の機能(吉村)

幕藩制初期における「物成」の機能(吉村)

「五十四万石之高」(郷高)も寛永十一年十一月八日付の郷帳提出時に郡村レベルで独自に微調整されて確定され、それぞれ幕府軍役高としてまた藩制上の石高として公式的に機能している。

「上使御引渡目録前」の作成状況については明らかではないが、その土台となったのは主家改易に際して幕府上使衆との間で引継ぎの任にあたった加藤家国元留守居加藤平左衛門作成の関係書類であつたらうと推測される。寛永九年七月上旬平左衛門が上使衆に提出する現高「七十五万石」の「国之高」の作成に忙殺されていたことは、忠興側近にあてた寛永九年七月五日付忠利披露状に記されている通りである。また後述のごとく細川氏は入国後「加藤平左衛門古帳」なるものによって加藤時代末年の「高と物成」を把んでいる。「国之高」は「加藤平左衛門古帳」そのものかその一部とみられ、細川氏が加藤家作成の「国之高」の領知高(恐らく郡高・村高も)を「上使衆引渡目録前」として引継いだ可能性は高い。

注目したいのは、細川氏が加藤氏から引継いだ二つの石高のうち、軍役高として固定された郷高は別にして、藩制上の公式的の石高として機能している現高(領知高・郡高・村高)を検地などによって現実の生産力実態に近い線に修正しようとはせず、現高が慶安四(一六五二)年の幕府届出の数値の線から基本的に変化しておらず、幕末にいたるまではほぼ固定化されていることである。このことは寛永十年から実施される地撫が村高・石盛には手をつけず耕地反別の確定に力点を置いたことに象徴されている。つまり藩主忠利は、先の「高」・「物成」認識に示されているように「高」というものを検地(地撫)を通して現実の生産力を反映する線に引上げ、「高」に生産力表示機能を持たせるような志向性を示しておらず、生産力実態と相対する「物成」を把握し、これを基準に知行宛行・年貢収取を展開しようとしたものである。かくして加藤氏から継承された「高」(現高)は「物成」に対する客体的な役割を強めることになる。

次に加藤時代の「物成」の引継ぎとその機能についてみていこう。先述したように細川氏は加藤家国元留守居加藤平左衛門作成の「古帳」(「国之高」)によって加藤時代末年の「高」・「物成」を引継いでいる。「古帳」は現存していないが、その存在は次の寛永十年二月二十三日付忠興側近魚住伝左衛門宛の忠利披露状によって知られる。

(前略) 又知行割之儀ハ高と物成と庄屋ニかゝせ候へハ、又小百姓申様と事之外違申候、又加藤平左衛門古帳之面を見候へハ是又かはくニちかい申候故、其元ニ而如申候、当暮之毛上ならてハ中く知行わり不罷成候¹⁾(後略)

これによると忠利は、知行割を行うために「高と物成」を庄屋に書上げさせたところ「小百姓申様」とも「加藤平左衛門古帳之面」とも大分相違し、当年暮の作毛の実状をみないことには知行割ができないと困惑している。この時の庄屋書上げと思われるものが一点残っているので次に示そう。

山鹿郡上内田村高物成一番

一、本高千六百五石七斗七升六勺八才

一、高貳百拾六石三斗七升三合貳勺ハ先給人庄林隼人殿手竿ニて打出し分

二口合高千八百貳拾貳石壹斗四升三合ハ勺八才

内

百拾六石三斗壹升貳合八勺八才 永荒川成

メ千七百五石八斗三升壹合 毛付分

内

田方千貳百三拾六石三斗貳勺

畠方四百六拾九石七斗三升ハ勺

寛六御物成九百八拾六石壹斗六升壹合四才
(寛永六年)

寛七御物成九百八拾六石五斗壹升六合

寛八御物成九百六拾四石四斗四升六勺四才

右之前少も無相違書上申候、以上

幕藩制初期における「物成」の機能(吉村)

幕藩制初期における「物成」の機能(吉村)

寛永十年

二月七日

庄屋

平七判

星野儀兵衛殿

坂本喜介殿

この史料は山鹿郡上内田村庄屋が同郡の郡奉行に提出した「高物成一帛」の写しであり、まず村高(本高・検地打出し分)・毛付分の内訳を、ついで寛永六・七・八年の物成額を書き上げてゐる。特に注目されるのは過去三カ年の物成額を書き上げていることである。「加藤平左衛門古帳」との相違もこの物成額にあつたとみてよい。そこで細川氏は過去三カ年の「物成ならし」による知行割の方針を立てつつ、具体的には藩側と百姓側双方立合いのもので領内全村の村別「物成ならし」の作業を行い、これを「土免」として確定し、この「土免」をもとに「四ツ搦」高を設定し知行割を行っている。「土免」の設定状況について寛永十年九月九日付益城郡庄屋中連署請書には次のようにある。

一、当土免、高免ニ有之由御理り申上事、此様子如何存申上候哉、御国中一在所も此方より免相被仰付在所無之候、大庄屋・小庄屋・百姓立相、先御代之御免相差引之上を以御百姓共御免帳調上ケ申候、其御帳無相違被仰付候、然時ハ高免と申、御理り有之間敷候、此申上様聞得不申候、

本文書は、益城郡庄屋一四六名が目安書の一項として「当土免高免」を訴えたのに対し、藩側が土免決定の事情をのべ、百姓側の不心得を難詰した事書の部分である。藩側の説明によると、「当土免」は藩側が一方的に決定したのではなく、百姓側が「先御代之御免相」(寛永六・七・八年免相)の差引きをもつて作成・進上した「御免帳」をそのまま「当土免」として確定しており、いまだ「高免」と申し立てるのは筋違いであるとしている。

藩側と百姓側のくい違いは「先御代之御免相」の数字そのものよりも、その「差引」のあり方に根本原因があるものと思える。前述したように、過去三カ年の物成額をめぐる「加藤平左衛門古帳」と百姓側の申告(庄屋書上げ、百姓申様)

とではかなりの開きがあり、藩側は百姓側にこのくい違いを認識させ、これを正すことに土免設定の主眼を置いたはずである。そして藩側は「古帳」と百姓側申告との間のしかるべき線で百姓側を納得させ、百姓側申告の物成額にある程度の上り分を加えて「当土免」を確定したものと推測される。こうした藩側主導の「差引」が百姓側からみればより「高免」との意識をいだかせたのであろう。いずれにしても加藤時代三年間の「物成ならし」をもとに「当土免」が設定され、これをもとに「四ツ撞」高の知行割がなされ、蔵入地の年貢収取が開始されることになる。

以上のように細川氏は国替を通して加藤時代の二つの高（郷高・現高）と物成（寛永六・七・八年の物成）を継承するが、高を知行宛行と年貢収取の直接の基準とはせず、先代過去三年間の物成をもとに藩内全域の土免を設定し、これをもとに知行地の撫高を設定し蔵入地の年貢収取を行った。高は物成の客体的な役割を果たすようになり、農民にとって請負った物成額（土免）とその賦課対象となる耕地反別こそ重要となってきたのである。

- (1) 『大日本近世史料』細川家史料十、二七六頁。
- (2) 『右同書』三三〇、三三三・四頁。
- (3) 永青文庫蔵『豊前国仲津郡寛永六年同七年同八年三ヶ年丁之御免帳』。
- (4) 『縮考輯録』忠利君(四)三二頁。
- (5) 『藩法集』熊本藩、三六六頁。
- (6) 永青文庫蔵『御郡方文書』。
- (7) 永青文庫蔵『御国中本高新高地惣高帳』。
- (8) 『縮考輯録』忠利君(四)三三頁、寛永十一年十一月十日付江戸留守居宛細川忠利書状。
- (9) 『細川家史料』十、一八三・四頁、寛永九年七月頃「寛」(『熊本県史料』近世篇一、一一一・二頁)。
- (10) 『御国中本高新高地惣高帳』。
- (11) 松本寿三郎「肥後藩における村高について」(『熊本史学』四七) 一三頁。
- (12) 『細川家史料』十一、四一頁。
- (13) 原口家蔵「原口家文書」。
- (14) 『御郡方文書』。
- (15)

幕藩制初期における「物成」の機能(吉村)

幕藩制初期における「物成」の機能（吉村）

三、「四ツ撞」高Ⅱ撫高の成立

最後に寛永十年の知行割に際して発給された知行引渡目録をもとに撫高知行の成立形態について検討し、家中の知行宛行における「物成」の機能を明らかにしよう。

前述したごとく藩主忠利は入国早々に知行地の石高として「四ツ撞」高をとる方針を打ち出し、寛永十年五月七日付の郡奉行提言¹⁾をうけ、同九月にかけて加藤時代寛永六・七・八年の物成の「前かと三年ならし」²⁾による知行割を行い、撫高を設定している。撫高とは簡単にいえば「先代寛永六・七・八年三ヶ年之御物成」を撫して「納米四ツ撞」³⁾となるよう設定した高であり、その成立形態を松井興長と乃美主水の知行引渡目録にみる事ができる。

松井興長は本藩最大の家臣であり、寛永十年七月に五〇〇〇石加増されて「御知行三万石」を宛行われている⁴⁾。この「三万石」が撫高としての内実をもつことを検討しよう。寛永十年七月十二日付知行引渡目録によると、松井氏の知行は玉名郡五〇村、二万四七四六石八八八二、合志郡六ヶ村、四六五二石一七九五となっている。このうち合志郡の知行引渡目録を示すと次の通りである。

合志郡之内	
武ツ四分四朱三リン八毛	和田村
一、高千百三拾石八斗貳升卷合五勺	
老ツ八分九朱七リン	平川内
一、高九百六拾五石貳斗卷升四合五勺	
老ツ八分九朱九リン貳毛	同村出目
一、高百五拾五石卷斗九升三合	
武ツ五朱三リン八毛	杉水村
一、高千六百拾七石貳升四合	
武ツ貳分四朱七リン五毛	同村出目
一、高五百貳拾五石四斗八升七合	
三ツ四リン	平村
一、高貳百九拾八石四斗三升九合五勺	

高合四千六百五拾式石卷斗七升九合五勺

右御知行於合志郡之内（松井領内）佐渡守被為拜領候、御知行高別番ニ御印被遺候、其上を以田島・人畜無相違可被相渡也

寛永拾年七月十二日 田中兵庫

宗像清兵衛

牧丞太夫

沢 少兵衛殿

弓削与次右衛門殿

本文書は、惣奉行が郡奉行に対し松井氏への知行引渡を命じたものであり、松井氏の知行地となる村名と村高、村高の右肩に免率が記されている。村高は玉名郡内の引渡目録の末尾に「現高合——」、「現高惣合——」とあるごとく、加藤氏から引継いだ藩内公式石高（現高）であり、村名、村高ともに同時期の『人畜改帳』と一致する。引渡目録の特徴は何といても村ごとに免率が記されていることである。この免率は加藤時代寛永六・七・八年の物成額をもとに設定された「土免」と考えられるが、後述の乃美主水の目録のごとき村別の物成額は示されていない。いま村高と免率（土免）によって松井氏の知行地の村ごとの物成額を算出すると郡合一万一九八一石四八四九一となる。これを村高（現高）の合計二万九三九九石〇二七七で除すと四ツ七朱五厘四毛となる。また松井氏の知行高「三万石」で除すと三ツ九分九朱三厘八毛となり、ほぼ「四ツ撞」の線となる。つまり松井興長の知行引渡目録は現表表示の村高と土免（免率）を記載することで、物成額が算出される格好となっており、知行高「三万石」に対しほぼ「四ツ撞」を保証する内容となっている。知行高と村高（現高）合計が近似してわかりにくいのが、松井氏の知行「三万石」が事実上撫高として設定されていることは明らかである。

こうした撫高知行の成立形態の特徴をよく示しているのが次に示す乃美主水の知行引渡目録である。

幕藩制初期における「物成」の機能（吉村）

幕藩制初期における「物成」の機能（吉村）

知行方目録

先知貳千百石也

一、高千百參拾五石五斗九升八合

八代郡 東野津村

物成五百四拾五石八斗七合

四ツ八分

一、高六百七拾七石貳斗五升七合

同郡 南大野村

物成貳百五拾七石三斗五升七合六勺

三ツ八分

一、高七拾六石六斗四升三合六勺

同郡 新田村

物成參拾七石五斗五升五合四勺

四ツ九分

有高合千八百八十九石四斗九升八合六勺也

一、右四ツ物成ニシテ八百四拾石也、以来知行所定まで代官同前ニ覚悟仕、在々痛不申様ニ可仕事

一、物成請取次第庄屋ニ請取切手可違事

一、從熊本四ツ物成ニ相定、請取候へ共、如書付取立候者痛在所も何在之間、左様の所見付候者急度可申間事

一、米之津出者惣国並たるへき事

一、百姓遺様別紙ニ在之事

以上

寛永十年八月吉日 (細川忠興青印)

加藤金右衛門殿

(以下ノ七名略)

乃美主水は八代城に隠居している忠興附の家臣であるが、事書部分の第三条に「從熊本四ツ物成ニ相定、請取候へ共」

と記されているごとく藩主忠利から「四ツ物成」の知行宛行を受ける形をとっている。忠興はこれをうけて乃美主水に知行を引渡すまで宛所の八名の家臣に知行地の管理を命じている。目録には先の松井興長のものとは違い村ごとの村高（現高）、免率と共に物成額が示され、「右四ツ成ニシテ八百四拾石」と知行地全体の撫し免と物成合計額が示されている。この物成八四〇石を「先知貳千百石」で除すとびったり「四ツ物成ニ相定」まる。乃美主水は国替によって加増されていないので、先知と同額の知行高二〇〇石は撫高として設定されていることになる。その結果乃美は知行高（撫高）では二一〇〇石であるが、「有高」＝村高（現高）合計では一八八九石余ということになり知行高と村高合計（現高）との間にはかなりの乖離を生じているに至っている。小倉時代の「物成詰」による知行高算定方式では「物成詰」による知行高が同額の村高（検地高）で宛行われたのとは知行内容の性格に相違を認め得る。つまり撫高知行による撫高と現高との乖離は、知行高（撫高）が「四ツ物成」によって逆算された数字であることを意味づけるものであり、知行宛行の本質が「高」そのものではなく「物成」と一定の対応関係にある「高」にあることを示している。撫高の成立によって「物成」は知行宛行の基準として確定されたのである。

- (1)(2) 『御郡方文書』
- (3)(4) 『藩法集』熊本藩 三五一頁。
- (5)(6) 『松井家文書』。
- (7) 『乃美家文書』。

おわりに

以上小稿では、細川氏が、忠利代に藩主代替り、国替という領主・領国の交替の際に前領主・前藩主との政治的整合性も考慮して「物成」（過去の物成収納実績＝「物成ならし」）をもとに知行宛行・年貢收取の基準を設定していく過程を明

幕藩制初期における「物成」の機能（吉村）

幕藩制初期における「物成」の機能（吉村）

らかにし、さらに国替後石高（領知高・郡高・村高）の固定化・形式化、石高と現実生産力との乖離が進み、生産力の現実を一定程度反映する「物成」が大名・家臣の年貢収取の基準として機能し、石高はその客体的な役割を果たすようになることを展望した。もとより小稿は大まかな話しに終始しており、石高と物成の詳細については別途発表する予定である。

（付記）小稿作成の過程で松本寿三郎氏から種々のご教示と史料の提供をうけた。記して謝意を表します。なお小稿は一九九三年度文部省科学研究費（一般研究C）による成果の一部である。